

鈴鹿市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和8年4月28日

鈴鹿市監査委員 高 崎 英 城

鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子

鈴鹿市監査委員 水 谷 進

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 健康福祉部 健康福祉政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年1月9日

エ 指摘事項

国の臨時特別給付金給付事業において、業務内容に対して精通していることや迅速性を重視し、随意契約（入札不適）にて業者選定を行っている。ほかの事業者や再委託先でも対応できると考えられるため、今後、同様の業務を実施する場合は、契約方法について見直されたい。

また、変更契約により年度を越えて履行期間を延長しているが、当初から年度内での完了が見込めない業務であるため、当初契約前に補正予算により繰越明許費又は債務負担行為を定めた上で実施すべきものである。今後、同様の業務を実施する場合は改められたい。

オ 措置結果

今後、同様の業務を実施するに当たっては、鈴鹿市契約規則をはじめ、関係法令を遵守の上、契約方法や予算執行について、公平性、透明性、経済性等の観点から十分に検討を行い、適切な契約事務を行います。

(2) 健康福祉部 健康福祉政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年1月9日

エ 指摘事項

国の臨時特別給付金給付事業に係るパネルパーティションのレンタルの契約時において、業務内容に応じた仕様書の作成がなされていないものが見受けられた。業務内容や履行の要件を十分に精査し作成するよう改められたい。

また、変更契約により年度を越えて履行期間を延長しているが、当初から年度内での完了が見込めない業務であるため、当初契約前に補正予算により繰越明許費又は債務負担行為を定めた上で実施すべきものである。今後、同様の業務を実施する場合は改められたい。

オ 措置結果

今後、同様の業務を実施するに当たっては、業務内容及び履行の要件を精査し、業務の実施に必要な作業について漏れなく記載した仕様書を作成します。

また、契約方法や予算執行についても十分に検討を行い、適切な契約事務を行います。

(3) 危機管理部 防災危機管理課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年1月13日

エ 指摘事項

防災情報伝達システム用地に係る土地使用賃借について、貸付人の変更に伴う変更契約時の確認方法や決裁の記載に不備が見受けられたので改められたい。

オ 措置結果

貸付人の変更については、登記事項証明書を取得して確認しました。

また、今後は変更契約の経緯等について決裁に詳しく記載するよう改めま

す。

(4) 土木部 土木総務課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年1月13日

エ 指摘事項

行政財産目的外使用許可について、鈴鹿市市有財産規則の規定に基づき使用料を算定しているものが見受けられた。財産の種別に応じた適切な根拠により算定するよう改められたい。

また、使用料の徴収時期についても鈴鹿市市有財産条例の規定により、使用開始前とするよう見直されたい。

オ 措置結果

鈴鹿市市有財産条例第7条第1号に基づいて算定するよう改めます。

また、使用料の徴収時期についても次回から使用開始前とするよう改めます。

(5) 土木部 土木総務課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年1月13日

エ 指摘事項

行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付けを行っている本市所有地について、歳入歳出決算書の財産に関する調書に掲載されていないものが見受けられたので、適切な処理を行うよう改善されたい。

オ 措置結果

市有財産調書への追加を管財課へ依頼し、歳入歳出決算書の財産に関する調書に掲載されるよう改めました。

(6) 地域振興部 人権政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年1月19日

エ 指摘事項

所管施設の運営会議の視察研修において、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程に基づき謝礼を支給しているが、会議の議事録等が作成されていないため改められたい。

オ 措置結果

これまで運営会議の視察研修において、概要及び報告書を作成してまいりましたが、御指摘のとおり、会議の議事録等を作成するよう改めます。

(7) 土木部 道路整備課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年2月4日

エ 指摘事項

一部の道路改良工事において、年度を越えて工期を延長するに当たり、予算の繰越明許費の承認前に変更契約を締結しているものが見受けられた。適切な時期に手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

今後は、繰越明許費の承認日の確認を徹底し、適切な時期に変更契約を行うように改めます。

(8) 土木部 道路整備課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年2月4日

エ 指摘事項

道路改良工事において、受注者へ個人情報を出しているものがあるが、チェックリスト等により個人情報の管理を徹底されたい。

また、検査員からの工事施行上の所見によると、変更契約時に舗装面積の過大積算と交通誘導警備員の実数費用とを契約規則で定める減価採用とみなし、相殺処理しているが、原則はそれぞれ変更設計で対応すべきであるため改善されたい。

オ 措置結果

受注者への個人情報の貸し出し及び返却時において、工事打合せ簿に貸し出し資料の内訳を記載した上、受発注者間の相互で確認を行うことにより、個人情報のチェック管理を徹底します。

また、現場と設計図書に差異があることが確認できた場合、速やかに変更設計を行い、これに対処します。

(9) 危機管理部 交通防犯課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年2月6日

エ 指摘事項

パートタイム会計年度任用職員の休暇取得において、休暇取得事由の確認不足による誤りが見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど処理方法について改善されたい。

オ 措置結果

パートタイム会計年度任用職員の休暇申請時には、休暇簿により休暇種別に応じた取得単位、取得数及び休暇残日数等の確認を本人並びに庶務担当者の2人で行うようにします。

また、月末にも出勤簿により、休暇取得状況の確認を庶務担当者及びグループリーダーの2人で十分に行うようにします。

(10) 健康福祉部 長寿社会課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年2月10日

エ 指摘事項

地域介護予防活動支援事業（ふれあいいきいきサロン）補助金について、年度末に同日付けで2回の変更決定が実施されていた。補助対象事業の実施状況について交付先に適宜確認を行うとともに、適切な時期に変更手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

本補助金につきまして、今後は補助事業の実施状況については交付先に適宜確認を行っていき、適切な時期に変更手続きを行うよう改めます。

(11) 健康福祉部 長寿社会課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年2月10日

エ 指摘事項

老人クラブ連合会補助金について、交付決定時の申請書類において補助対象経費が明確になっていないため、決定に当たっては、対象経費を明確にした上で確認を十分に行うよう改められたい。

また、交付額の一部について三重県からの補助金を財源としているが、県との協議の結果、減額となった補助金額を市費で補てんしている。補てんに当たっては、決裁による意思決定手続きを行うなど、適切に予算措置を講ずるよう改められたい。

オ 措置結果

老人クラブ連合会補助金について、今後は補助対象経費が明確となるよう申請書類を追加することとし、交付決定に当たり対象経費の確認を徹底します。

また、三重県からの補助金の減額分を、今後市費により補てんしようとする場合は、決裁による意思決定手続きを行った上で予算措置を講じます。

(12) 文化スポーツ部 文化振興課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月9日

エ 指摘事項

鈴鹿市補助金等交付要綱第3条別表への掲載がなされずに、千円未満の端数まで交付している事例が見受けられた。補助対象団体の実情も踏まえつつ、適切な事務処理を行うよう改められたい。

オ 措置結果

千円未満の端数まで交付する必要がある社会教育関係団体に対する補助制度については、鈴鹿市補助金等交付要綱第3条に基づき、別表第2へ掲載します。

(13) 文化スポーツ部 文化振興課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月9日

エ 指摘事項

鈴鹿市芸術文化協会補助について、交付決定時と実績報告時において補助対象経費の内訳に変更が見られた。補助対象経費の確認に当たっては、詳細な明細書の提示を求めるとともに、実績報告書による確認に加えて領収書との突合による精査を行うなど、改善されたい。

オ 措置結果

補助対象経費の確認に当たり、鈴鹿市芸術文化協会から各部会の会計報告書及び詳細な明細書の提出を求め、実績報告書との整合性を精査した結果、適正に処理されていることを確認しました。今後は、同様の確認手続きを徹底し、適正な補助金執行を行います。

(14) 文化スポーツ部 文化振興課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月9日

エ 指摘事項

鈴鹿市青少年育成市民会議活動補助金について、臨時職員の賃金や光熱水費、事務所建物使用料を補助対象としているが、鈴鹿市社会教育関係団体等補助金交付要領の規定に基づく補助対象経費とするための意思決定手続きが行われていない。

また、補助金の実績報告時の確認についても、事業ごとの収支計算書では実施されているが、交付対象団体全体の決算を踏まえての確認がなされていない。適切な事務手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市社会教育関係団体等補助金交付要領を見直すことにより、補助対象経費を明確にし、適切に処理するよう改めます。

また、実績報告時の確認については交付対象団体の全体の決算の内容を精査の上、行います。

(15) 地域振興部 地域協働課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月17日

エ 指摘事項

白子地区市民センター用地の賃貸借に係る契約について、据え置き期間中においても毎年度変更契約を締結しているが、改めて契約する必要性がないことから改められたい。

また、変更契約書に賃借料の算定方法変更についての記載がないため、算定方法について明記されたい。

オ 措置結果

据え置き期間中は契約を行わないよう改めます。

次回の変更契約の更新に合わせ、算定方法について契約書上に反映させます。

(16) 地域振興部 地域協働課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月17日

エ 指摘事項

複数の公民館において、空調機の室内機と室外機の修繕について分割して同一業者と随意契約を締結している。発注方法を見直すなど、公平性、透明性及び経済性を確保した適切な契約事務を行うよう改められたい。

オ 措置結果

公平性や透明性、経済性の観点から、疑義を指摘される手法であったことから、今後は適切な契約を行い、修繕するよう改めます。

(17) 地域振興部 地域協働課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月17日

エ 指摘事項

公民館の管理上必要な物品の購入等に要する経費について、交付金として各公民館やふれあいセンターに交付しているが、手法として妥当でないため、配当替とするなど執行方法について改められたい。

オ 措置結果

令和8年度から配当替による執行方法に改めます。

(18) 地域振興部 地域協働課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月17日

エ 指摘事項

パートタイム会計年度任用職員の年休取得において、休暇簿の記載漏れによる過払いが見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど処理方法について改善されたい。

オ 措置結果

該当の職員から過払い分の返還を受けるとともに、今後、確認を徹底するように指導しました。

また、休暇簿等について、各施設において、複数人で確認するよう改めます。

(19) 地域振興部 男女共同参画課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月19日

エ 指摘事項

男女共同参画センターが入居している再開発ビルについて、共有部分の維持管理費として当該ビルの管理組合に共益費を負担金として支出しているが、負担金額の算出根拠についての把握が不十分であった。今後は文書管理の方法も含め改善されたい。

オ 措置結果

これまで分散して保管されていたことにより算出根拠についての把握が不十分となり根拠の把握に時間を要したことを踏まえ、「かんべ再開発ビル管理組合」関連の資料を一括してまとめ、整理保管いたしました。

今後は算出根拠を十分に把握し、適切な文書管理を徹底します。

(20) 健康福祉部 福祉医療課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月23日

エ 指摘事項

福祉医療費助成金の入院時食事療養費において、算定基準改定の反映漏れによる過払いが見受けられた。人為的なミスによるものであるため、チェック機能を向上するなど確実に事務処理を行うよう改善されたい。

オ 措置結果

入院時食事療養費については、医療機関からのデータに基づき助成していますが、その算定基準改定があった際は、漏れのないよう課内で情報共有を行い、関係する計算シートや資料を正しく修正します。

また、人為的ミスを防ぐためダブルチェック等を行い、確実に事務処理を行います。

(21) 土木部 河川雨水対策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和7年12月25日

ウ 措置通知年月日 令和8年3月25日

エ 指摘事項

雨水幹線整備工事に関連する道路整備課予算の道路改良工事において、年度を越えて工期を延長するに当たり、予算の繰越明許費の承認前に変更契約を締結しているものが見受けられた。実務担当課としても適切な時期に手続きがなされているか確認を徹底されたい。

オ 措置結果

部局内での繰越明許費の承認日の確認を徹底しました。

また、課内においては、繰越明許費の承認日及び国庫支出金の進捗状況を課内掲示板で周知し、課内全体で情報共有を行い、契約締結日に誤りがないよう徹底しました。今後も継続して部局内の情報共有および課内での情報共有を徹底し、誤りがないよう取り組みます。